

「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」と民放連意見の対照表

特定秘密の保護に関する法律施行令（案）	民放連意見
<p>（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長）</p> <p>第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長</p> <p>二 法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院</p> <p>三 前条各号に掲げる者</p> <p>（指定に関する記録の作成）</p> <p>第四条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。</p> <p>一 指定をした年月日</p> <p>二 指定の有効期間及びその満了する年月日</p> <p>三 指定に係る特定秘密の概要</p> <p>四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別</p> <p>五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項</p>	<p>法第3条ただし書きの政令で定める行政機関以外の行政機関の長は、法第3条ただし書きの政令で定める行政機関とそれ以外の行政機関が共有する情報を、特定秘密に指定できない旨を規定すべきである。</p> <p>本条は、法が、存在そのものに秘匿性のある情報を特定秘密に指定しないこと、または、特定秘密に指定した情報の存在そのものは秘匿しないことを前提としているものと考えられるが、そうでない場合には、その旨を明確にし、二重帳簿のような手段により管理簿の存在自体の秘匿が行われるようなことがないよう、必要な措置を講じるべきである。</p> <p>下記の事項を記載事項とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第12条1項10号の措置 ・ 基準案Ⅱ3(4)やⅡ4(2)にあるような指定解除の条件